

## 島根県がん対策推進協議会設置要綱

### (目的)

第一条 島根県が行うがん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 12 条第 1 項に規定する「都道府県がん対策推進計画」の策定及び進行管理に関する事項等を検討するため、島根県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第二条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (委員の任期)

第三条 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、最初に任命された委員の任期については、任命された日の属する年の翌々年の 3 月 31 日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第四条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (専門部会)

第五条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門部会を設置することができる

### (議事)

第六条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (持ち回り審査及び書面審議)

第七条 会長は、協議会に付議すべき事項が、急施を要し会議を開くいとまがないと認めるとき、又は軽易なもので会議の議決を要しないと認めるときは、会長及び委員 12 名以上による持ち回り審査、又はすべての委員の書面審査をもって会議の議決に代えることができる。

### (庶務)

第八条 協議会の庶務は、島根県健康福祉部健康推進課において処理する。

### (雑則)

第九条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 14 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 10 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。